



令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった人の一時的な住まいとして、建設型応急住宅(プレハブ住宅)を利用することができます。

● 申し込み受付時間・場所

【時間】 午前9時～午後4時 (土・日・祝日を除く)

※ 変更となる場合あり

【場所】 羽咋市役所2階

住まいの支援窓口 (☎ 0767-22-7196)

※ 先着順となります

必要書類

- (1) 申込書
- (2) リ災証明書
- (3) 被災状況申出書

令和8年4月20日まで※入居可能!

※災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内

【入居選定・通知】

入居する仮設住宅は、申込書に記載された内容及び優先世帯を考慮し決定します。

電子申請でも可能 ▶▶▶

★ 来庁せずに申請できます



● 入居条件 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する人

- (1) 住宅が**全壊**し、居住する住宅がない人
- (2) **半壊**（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人
- (3) **半壊以上**で、住宅の応急修理制度※を利用される人（修理に要する期間が1か月を超える人）※災害救助法に基づく



※ 被災後、みなし仮設住宅(民間アパート)に入居された人及び市外の人も対象。ただし、公営住宅に入居された人は原則、対象外。

● 応急住宅の所在地・入居可能日

① 眉丈台地スポーツ広場（柳田町ミ1）	随時
---------------------	----

交通の便利状況

・デマンド交通(のるまいかー)※を運行
近くに停留所がありますので、自家用車を所有していない人でも交通手段が確保できます。

※「のるまいかー」とは、時刻表や決まった運行ルートがなく、予約状況に応じて最適な運行ルートで停留所間を移動する乗合交通です。

のるまいかーの
利用方法はコチラ ▶▶▶



● 優先世帯

被災前に羽咋市内に居住していた世帯、かつ、入居条件を満たしている以下の(1)～(5)の世帯

- (1) 75歳以上の高齢者がいる世帯
- (2) 18歳以下の子どもがいる世帯
- (3) 妊産婦がいる世帯
- (4) 障がいのある人がいる世帯
- (5) 65歳以上の高齢者のみの世帯



● 住宅の概要

■ 住環境への配慮

- 寒冷地仕様(断熱材、断熱サッシ)
- 風雨への備えとして玄関に風除室を設置
- 洋室1室にエアコン(冷暖房)を設置

※希望者には畳を支給します。

■ バリアフリーへの配慮

- 台所と洋室の段差解消
- 玄関前にスロープを設置

■ 設備

- LED照明
- コンロ、給湯器を設置
- 電子レンジ用コンセントを設置
- 洋式トイレ(洗浄暖房便座)を設置

■ 駐車場

各世帯-複数台駐車可能

▼ 住宅イメージ



▼ 室内イメージ

提供:(社)プレハブ建築協会



※ペットは室内での飼育は可能ですが、近隣住民に迷惑をかけないようにしてください

単身用

1DK



小家族用

2DK



大家族用

3K



● 入居にかかる費用

- (1) 家賃、駐車場料金は無料。
- (2) 電気・ガス・電話・上下水道料金、共益費、修繕費などは入居者の負担。
- (3) 退去に伴う補修費は、通常の使用状況を超える著しい施設の破損等があった場合は、修復に要する費用をご負担していただく場合あり。
- (4) 生活家電(冷蔵庫、テレビ、洗濯機)の購入助成は、合計13万円(1点あたり6万円)が上限。